



こんにちは！ 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年 7月18日 97

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

村政懇談会が開かれています

開催日時・場所

- 7月15日(火) 真崎コミセン
- 7月16日(水) 白方コミセン
- 7月17日(木) 石神コミセン
- 7月18日(金) 舟石川コミセン
- 7月23日(水) 村松コミセン
- 7月24日(木) 中丸コミセン

自治基本条例策定の進捗状況の報告も

村と自治会連合会共催の「村政懇談会」が、7月15日から24日まで、村内6コミセンで、小学校区ごとの住民を対象に開かれています。

今回の懇談会では、村が現在策定中の「東海村自治基本条例」の策定に向けた進捗状況について、策定委員さんから報告が行われています。村政全般とあわせ、自治基本条例策定に向けた住民の質問、意見、提案など出し合われています。私も、今のところ真崎と白方コミセンでの懇談会に参加しました。

自治基本条例について思うこと

策定委員さんの説明では、「自治基本条例とは、『住民が主役のまちづくり』を進めるためのみんな（行政、住民、議会、事業所等）のルールのことです。」ということでした。また、『自治体の憲法』とも言われたりしています。

自治基本条例制定にあたり、私が根本的に大切なことと考えるのは、1つは、住民が日本国民として日本国憲法の精神や、地方自治法でうたわれている「地方公共団体は福祉の増進を図ることを基本として」、これらがしっかりと保障され、息づき続けること。2つには、「住民参加」や「住民が主役」という場合、ルールは大事ですが、条例で強制されるものではなく、住民の主体性の高揚であると考えます。「住民が主役のまちづくり」とは、決して「公的役割と責任の軽減」を意味するものではないこと、強制されるのではなく、それぞれが自ら必要性を実感して関わりつくりあげられるものではないかと考えます。みなさんもぜひ、お考えを策定委員会に届けませんか。



冤罪・布川事件 ご存知でしょうか？

再び高裁でも再審決定

7月14日午前10時10分過ぎ、東京高裁は、桜井昌司さん、杉山卓男さんの裁判のやり直しを決定する判決を下しました。当時20歳と21歳だった二人は、「強盗殺人をやっていない」のに、やったとの「自白」を強要され、唯一自白を決め手に、29年間の獄中生活、今まで12年間の仮釈放の身となり、数々の権利が奪われてきました。

誤判を一刻も早く改め、二人に晴れて無罪の人生を送ってほしいです。同時に、冤罪を一切なくしてほしいと心から願うものです。



高裁で判決が出た直後の記者会見から

バックナンバーは <http://www.jcp-net.jp/ibahoku/toukai/oona/> でお読みいただけます